

令和4年度 第2回上越市障害者差別解消支援地域協議会

次 第

日時：令和5年2月24日（金）

10：00～11：30

場所：上越市役所 402・403 会議室

1 開 会

2 委員交代について

3 議 題

(1) 令和4年度の取組について資料1

(2) 令和5年度の取組について資料2

4 その他

令和 4 年度の取組状況について

(1) 障害福祉事業所及び地域包括支援センターへの周知

- ・相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センターに対し、報告の依頼及び啓発パンフレットの配布により、意識づけを行った（5月18日）。
- ・当協議会にて、報告の流れや様式等が関係機関に知られていないとの指摘があったことから、改めて障害福祉事業所及び地域包括支援センターへの周知を行った。（12月26日実施）。

【参考資料 1】依頼文（5月18日付）

【参考資料 2】依頼文（12月26日付）

(2) 企業を対象とした啓発

- ・市内企業に対し、上越商工会議所の会報を通じて、啓発パンフレットの配布により、意識づけを行った（5月発行）

【参考資料 3】啓発用パンフレット

(3) 市職員向け研修会の開催

○新採用職員研修会（5月12日実施）

- ・内容：上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例及び障害者差別解消法について
- ・講師：福祉課職員

○庁内各課へ合理的配慮等について周知・啓発（6月1日実施）

(4) 関係機関への研修

- ・民生委員・児童委員ブロック研修会において、内閣府作成のパンフレットを配布

(5) 市民への啓発

○『福祉・介護・健康フェア』in 上越

- ・日 時 令和 4 年 10 月 22 日 オーレンプラザ
- ・講演会 テーマ：誰もが活躍できる社会を目指して-スポーツの力は無限大-
講 師：廣瀬 誠氏

※主催：新潟日報社、新潟県社会福祉協議会、上越市社会福祉協議会

共催：上越市

【参考資料 4】福祉・介護・健康フェア 2022in 上越チラシ

○市広報やホームページを活用した啓発

- ・広報じょうえつ 12月号の障害者週間（12/3～12/9）のお知らせにおいて、障害者差別解消法について掲載、広く市民への周知・啓発を図った。

【参考資料 5】広報じょうえつ 2022年12月号記事

(6) 事例の共有と対応

第1回上越市障害者相談支援協議会にて事例の共有と対応

○事例の共有

- ・上越市障害者差別解消支援地域協議会にて、事例を共有し、新潟県宅地建物取引業協会宛に周知啓発を図る必要があるとの意見が出た。

○対応

- ・関係機関・本人への聞き取り、意向確認を行った。
- ・新潟県宅地建物取引業協会 上越支部長と面会し、障害者差別解消法についてあらためて説明するとともに、会員への周知を依頼した。
- ・新潟県宅地建物取引業協会を通じ、「障害者差別解消法」に基づく差別解消及び合理的配慮の提供について、上越支部会員への周知を行った（12月20日実施）。

【参考資料6】 依頼文

令和4年5月18日

相談支援事業所管理者 様
障害福祉サービス事業所管理者 様
地域包括支援センター管理者 様

上越市福祉部福祉課長

障害を理由とする差別等に関する情報提供について（お願い）

日頃から、市の障害福祉施策にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

市では、障害を理由とする差別の解消及び人格と個性をお互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成29年度から上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関と連携して取組を進めています。

障害を理由とする差別等に関する情報提供については、昨年度も各事業所宛てに依頼させていただいているところですが、引き続き表面化していない事例も含め実態把握に努めたいと考えておりますことから、日頃、障害をお持ちの人と接することの多い関係機関の皆様におかれましては、ご協力をお願いいたします。

記

1 情報提供について

- ・別紙1「障害のある方への差別事案等 相談・情報シート」により報告してください。
- ・相談項目別の件数のみを把握するための調査となります。
- ・提出いただいた内容は、上越市障害者差別解消支援地域協議会等において情報共有します。
- ・障害を理由とする差別等については、別紙2「合理的配慮を知っていますか？」のほか、内閣府ホームページ「合理的配慮サーチ」を参考にしてください。

2 内容についての共有・相談が必要な事案について

- ・件数の報告をいただく事案の中で、具体的な対応について相談が必要なもの、上越市障害者差別解消支援地域協議会等で広く共有すべき事案については、別途、詳細を下記担当までご連絡ください。
- ・事案内容についての相談・情報提供にあたっては、当事者に了解を得てください。

<問い合わせ・提供先>

上越市福祉課福祉第一係 担当：清水、太田

TEL:025-526-5111（内線1151、1149）

Fax:025-525-5157

E-mail:fukusi@city.joetsu.lg.jp

相談支援事業所管理者 様
障害福祉サービス事業所管理者 様
地域包括支援センター管理者 様

上越市福祉部福祉課長

障害を理由とする差別等に関する情報提供について（お願い）

日頃から、市の障害福祉施策にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

市では、障害を理由とする差別の解消及び人格と個性をお互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成29年度から上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関と連携して取組を進めています。

障害を理由とする差別等に関する情報提供については、5月18日付で既に依頼しているところですが、先般開催された上越市障害者差別解消支援地域協議会において、報告の流れや様式等が関係機関に知られていないとのご指摘をいただいたことから、内容を整理し、あらためて周知させていただきます。

日頃、障害をお持ちの人と接することの多い関係機関の皆様におかれましては、引き続きご協力をお願いいたします。

記

1 情報提供について

- ・通常の相談支援の中で対応した案件について、行政や事業者からの差別や合理的配慮の不提供に該当する事案があった場合は、様式1「報告シート」により報告してください。
- ・提出いただいた内容は、上越市障害者差別解消支援地域協議会等において、地域の実態として情報共有します。
- ・相談項目別の件数のみを把握するための調査となります。
- ・障害を理由とする差別等については、別紙1「合理的配慮を知っていますか？」のほか、内閣府ホームページ「合理的配慮サーチ」を参考にしてください。

2 内容についての共有・相談が必要な事案について

- ・上記の件数の報告をいただいた事案の中で、通常の相談支援の中では終結せず具体的な対応について相談が必要なもの、一旦終結はしたが上越市障害者差別解消支援地域協議会等で共有し広く周知啓発等の取組を求めたい事案等については、別途、様式2「相談・情報シート」を作成し、下記担当までご連絡ください。※相談後の流れについては、別紙2を参考にしてください。

<問い合わせ・提供先>

上越市福祉課福祉第一係 担当：太田、清水

TEL:025-526-5111（内線1149, 1151）

Fax:025-525-5157

E-mail:fukusi@city.joetsu.lg.jp

みんなで取り組む

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

しょうがい りゆう さべつ くべつ せいげん
障害を理由にした差別(区別や制限など)をなくしましょう



だれ びょう どう まな はたら く しゃ かい 誰もが平等に学び・働き・暮らせる社会へ

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ かいしょう しょうがい ひと ひと びょうどう せいかつ しゃかい
「障害者差別解消法」は障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。

この法律は行政機関や事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務でもあります。みなさん一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくようにご協力をお願いします。

上越市 福祉課

TEL 025-526-5111 FAX 025-525-5157

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは？

しょうがいりゆうさべつ 障害を理由とした差別をなくすために

しょうがいしゃさべつかいしょうほうくにしくちょうそんぎょうせいきかんかいしゃみせみんかんじぎょうしゃしょうがい
障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者の障害がある
ひとたいしょうがいりゆうさべつせいいていほうりつ
人に対する「障害を理由とする差別」をなくすために制定された法律です。

しょうがいひとたがじんかくこせいそんちやうあきょうせいしゃ
障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社
かいもくてき
会をつくることを目的としています。

たいしょうしょうがいひと 対象となる「障害のある人」とは？

しょうがいしゃきほんほうさだしんたいしょうがいちてきしょうがいせいしんしょうがいほつたつしょうがいふくしんしん
障害者基本法で定められた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の
機能の障害があり、しょうがいしゃかいてきしょうへきににちじょうせいかつしゃかいせいかつこんなんひと
機能の障害があり、障害や社会的障壁*によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。
しょうがいしゃてちやうひとあふく
障害者手帳をもっていない人も含まれます。

しゃかいてきしょうへきしょうがいひとにちじょうせいかつしゃかいせいかつおくうえしょうへきじぶつせいどかんこうかんねん
*社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物・制度・慣行・観念
どさまざまなものことです。

しょうがいりゆうさべつ 障害を理由とする差別とはどんなこと？

1 しょうがいりゆうしょうひんていぎやうきやひせいげん
障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、
しょうげんつふどうさべつてきとあつかい
条件を付けたりすること（不当な差別的取り扱い）

差別となる具体例

くるまりゆう
車いすを利用していることを
りゆう理由に、レストランなどへの入
てんことわ
店を断った。



しょうがいつた
障害があることを伝えると、
りゆうそれを理由にスポーツクラブな
にゅうかいことわ
どへの入会を断った。



しょうがいつた
障害があることを伝えると、
りゆうそれを理由にアパートなどの部
や貸さなかつた。
屋を貸さなかった。



2 しょうがいひとなんはいりよちとしゃかいてきしょうへきとのぞ
障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために
こうりてきはいりよおこなこうりてきはいりよふていさやう
合理的な配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）

差別となる具体例

えきこうないしかくしょうがいひと
駅の構内で視覚障害のある人
から質問されたが、駅員はわか
るよう説明しなかった。



さいがいひなんじよちやうかくしょうがい
災害避難所で聴覚障害がある
ことを伝えられたが、必要な情
報を音声のみで提供した。



やくしょかいぎまねしょうがい
役所の会議に招かれた障害の
ある人に配慮を求められたが、
何も対応しなかった。



事業者の望ましい取り組み

障害者差別解消法の事業者は、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者や社会福祉法人、特定非営利活動法人なども対象となります。事業を継続する上で過重な負担とならない範囲で、次のような具体例を参考にして、合理的な配慮に取り組みましょう。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

車いすの利用者などのために、店舗などの出入りにスロープを設置するなどして段差を解消する。



店舗内や事業所内を車いすの利用者でも移動しやすいように、通路の幅を広くするなど工夫をする。



視覚障害のある人に、記載されたメニューやサービスの内容などをスタッフが読み上げながら説明する。



聴覚障害のある人に、ホテルや施設の受付などで、筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。



車いすの利用者が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅で連絡を取り合い、駅員が手助けをする。



盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、いっしょに入る飲食店などの店舗や事業所を増やす。



障害の特性に配慮し、説明書やパンフレットなどの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。



障害の影響で長時間立ったまま待つことが困難な人には、(周囲の理解を得た上で) いすなどを用意する。



空港の搭乗手続きや病院の受診手続きなどで、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優遇する。



住民のみなさんにできること

障害者差別解消法で、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

障害のある人を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。

電車やバスの優先席付近では、携帯電話の電源を切るなど決められたマナーを守る。

電車やバスなどで席を必要としている人がいたら、優先席でなくても席をゆずる。

視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。

車いすの利用者などが手の届かない陳列棚の商品を代わりにとって手渡す。

デパートなどの車いす・ベビーカー優先のエレベーターは、なるべく利用しない。

駐車場の「障害者等用駐車スペース」には、必要のない人は駐車しない。

盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。

車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数の人で協力してサポートする。

障害のあるみなさんの声を聞かせてください

障害を理由とする差別で困ったときなどは、まず市区町村の担当窓口にご相談ください。そこでの解決が難しい場合も、内容に応じた相談窓口が紹介されます。また、それぞれの関係機関と連携する「障害者差別解消支援地域協議会」の設置など地域ぐるみのネットワークづくりもはじまっています。みなさんの積極的な声が、差別のない社会の実現につながります。

入場無料

新潟日報社 × 新潟県社会福祉協議会 × 上越市社会福祉協議会

福祉・介護・健康フェア2022in上越

※このイベントは赤い羽根共同募金を使っています

人と人、世代をつなぐ地域共生社会の実現のために **10/22** 土 10:00~16:30まで
主催/新潟日報社、新潟県社会福祉協議会、上越市社会福祉協議会 共催/上越市 高田城址公園オーレンプラザ 上越市本城町8-1

当日参加OK! 会場にお越しください! **講演会&パネルディスカッション** ■各回定員/300名
■会場/オーレンプラザ ホール

11:00~12:00 (受付開始10:30)

15:30~16:30 (受付開始15:00)

13:30~15:00 (受付開始13:00)

講演会

①誰もが活躍できる社会を目指して—スポーツの力は無限大!!—
リオデジャネイロパラリンピック
銀メダリスト
視覚障害者柔道選手 **廣瀬 誠さん**

講演会

②元気をキープ! ござう先生と楽しむイスタ体操
元氣イスタ
講師 **薬瀬 寛さん**

パネルディスカッション

③仲間がいるっていいなあ 認知症にやさしいまちとは
埼玉県オレンジ大使 新潟県立看護大学准教授 **菊地 大輔さん** 原 等子さん
埼玉県オレンジ大使 上越市地域共生ディレクター **渡邊 雅徳さん** 安楽 大さん
「認知症になったら何もわからなくなる、できなくなるなど」といった認知症に対する偏見をなくして、地域の中で認知症があっても仲間として尊重され、一緒に楽しく過ごしていけるまちをめざすことを目的に開催します。

10:30~12:00 **当日参加OK! 会場にお越しください!** 各定員 50名

④「認知症サポーター養成講座」
■会場/オーレンプラザ会議室・研修室
■出演/新潟県立看護大学認知症オレンジサークル



認知症を正しく理解し、支援の輪を広げるために「新潟県立看護大学認知症オレンジサークル」の皆さんを講師に迎え、今年も開催します。

12:30~14:00 (同時開催)

⑤みんなの医療・介護 NIC健康セミナー
■会場/オーレンプラザ会議室・研修室
■主催/NIC新潟日報販売店グループ
■協力/株式会社メディレボ

【第1部】「知っていただきたい、上越地域の医療」
講師/新潟県立中央病院 院長 **長谷川正樹先生**

【第2部】「依存症って何? なりやすい人はどんな人?」
講師/さいがた医療センター 下村 拓也先生

専門医が講師となり、地域医療や病気の正しい知識や予防について学びます。健康寿命延伸のヒントを探ります。



「はくらのShuShuShu2022」 ■会場/オーレンプラザ多目的室

「はくらのMaiMaiMai2022」作品展
障害のある作家たちの絵や写真を日本酒のラベルに使うプロジェクト「はくらのShuShuShu」と農作物のパッケージに作品を使用する農家との新プロジェクト「はくらのMaiMaiMai」に参加するアーティストの作品を展示します。

◆「情報展示コーナー」 ■会場/各ホワイエ
医療福祉に関する情報を紹介します。

◆認知症関連ポスター・パネル展示

◆「目指せ!健康寿命日本一。にいがたプロジェクト」ポスター・パネル展示(にいがた元気プラス)

農福マルシェ
■会場/ホワイエ・中庭 ■主催/新潟県



●たまご詰め放題
●マジックハンドで秋の味覚詰め放題
などお楽しみもたくさん! イラストはイメージです。

こども体力測定コーナー ■会場/スタジオ他
#ミライキッズ Project

25m往復走
ゴール直前の失速を防ぐため、スタート位置よりも1m手前にゴール位置を設置します。必ずスタート位置まで駆け抜けるように声をかけます。

ボール投げ
テニスボールをどれくらい遠くに投げることができるか測ります。タイミングの良さや上半身の力強さを測る種目です。

鉄棒ぶら下がり
足が地面から離れている状態で鉄棒にぶら下がり、何秒間捕まっていられるかを測ります。胸・肩・腕の強さを測る種目です。

両足連続跳び越し
両足を揃えて、区切られた枠内に入るよう跳び越す秒数を測ります。(3歳以下は枠内で2度ジャンプも可)50cm間隔5m、10個を跳び越します。

新型コロナウイルスの感染状況により、内容の変更や開催中止、延期となる場合もあります。その際は、新潟日報紙面などでお知らせします。ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

●後援団体(順不同) 新潟県、新潟県医師会、上越医師会、新潟県歯科医師会、上越市医師会、新潟県薬剤師会、上越市薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県老人福祉施設協議会、新潟県社会福祉士会、新潟県介護福祉士会、新潟県介護支援専門員協会、新潟県手をつなぐ育成会、市町村社会福祉協議会(新潟市・長岡市・三条市・柏崎市・新発田市・小千谷市・加茂市・十日町市・見附市・村上市・高市・糸魚川市・妙高市・五泉市・佐渡市・阿賀野市・魚沼市・南魚沼市・船内市・聖籠町・田上町・阿賀町・出雲崎町・湯沢町・津南町・関川村・弥生村・刈羽村・粟島津村)

お問い合わせ **新潟日報社「福祉・介護・健康フェア上越」係** 新潟市中央区万代3丁目1-1
TEL/025-385-7473 (土日祝を除く9:30~17:30) E-mail/j-fukushi@niigata-nippo.co.jp

※駐車場には限りがあるので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

12月4日～10日は「人権週間」、12月10日は「人権デー」

12月4日～10日は、法務省と全国人権擁護委員連合会が定めた「人権週間」、12月10日は世界人権宣言が採択されたことを記念して国際連合が定めた「人権デー」です。

12月～令和5年3月の主な催しのご紹介

●人権擁護委員による人権相談

各月20日の午前9時30分～午後0時30分・市民プラザにおいて、「特設人権相談所」を開設します。

☎新潟地方方法務局上越支局 (☎025-525-4163)

●拉致問題巡回写真パネル展、映画「めぐみへの誓い」上映会

北朝鮮による拉致問題への理解を深め、関心を持ち続けていただくため、パネル展の開催と映画上映を実施します。

○写真パネル展

📅12月16日(金)～令和5年1月9日(日)・(月)午前8時30分～午後10時(直江津学びの交流館)
令和5年1月11日(水)～26日(金)午前8時30分～午後10時(吉川コミュニティプラザ)

○映画「めぐみへの誓い」上映会

📅12月24日(土)午前10時～正午(直江津学びの交流館) 定員70人程度(申込順) 名前・住所・電話番号を明記の上、12月16日(金)までに人権・同和対策室へファクシミリで申し込み



▶ 問合せ…人権・同和対策室(☎025-520-5683・FAX025-520-5853)

12月3日～9日は障害者週間です ～大切にしよう「相手を理解し配慮すること」～

「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者が社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法に定められています。障害のある人は、周囲が理解し、配慮することで活動の幅が広がります。誰もがお互いに人格と個性を尊重して支え合う社会を目指し、市民の皆さん一人一人の理解と協力をお願いします。

●障害者差別解消法を知っていますか？

「障害者差別解消法」は、障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。この法律は、行政機関や事業者を対象としていますが、市民の皆さんも、障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限に気付き、解消していくようご協力をお願いします。

●ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけたら

ヘルプマーク・ヘルプカードは、外見からは分からなくても、周囲の人からの援助を必要としている人が身に付け、周囲から配慮を受けやすくすることを目的としたものです。利用者を見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプカード

ヘルプマーク

▶ 問合せ…福祉課(025-520-5695)

令和4年12月20日

公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会
上越支部 会員の皆様

上越市福祉課長

「障害者差別解消法」に基づく差別解消及び合理的配慮の提供について（お願い）

日頃から、市の障害福祉施策にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

市では、障害を理由とする差別の解消及び人格と個性をお互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法の規定に基づき、上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関と連携して取組を進めています。

さて、先日、市福祉課へ障害を理由として不動産物件の内覧を断られたとの情報提供があり、協議会において情報共有をしたところ、委員の皆様から類似の案件は他でも聞くことがあり周知啓発が必要とのご意見をいただきました。

会員の皆様におかれましては、既に障害のある人への合理的配慮などの取組みをいただいていることとは存じますが、あらためて別紙パンフレットをご確認いただき、引き続き、差別解消に向け取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

また、障害者差別解消法の改正により、合理的な配慮の提供については、現行の努力義務から義務へと改められます（令和3年6月4日に法改正され、3年を超えない範囲内で施行されます）ので、御留意いただくとともに、貴事業所の職員の皆様へご周知くださいますよう、お願いいたします。

問合せ先

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

福祉課 福祉第一係 太田・清水

TEL : 025-526-5111 (内線 1149・1151)

Fax: 025-525-5157

E-mail: fukusi@city.joetsu.lg.jp

令和 5 年度の取組について

1 現 状

- ・「不当な差別的扱い」や「合理的な配慮を行わない」などの事案について、事業所等から 1 件の情報提供があった。
- ・令和 2 年度に、障害のある人を対象に実施した「障害福祉計画ニーズ調査」の結果や、協議会委員からの「相談はあったが、会社（施設）側には言わないでほしいと言われた」などの発言から、情報提供や相談に繋がらない事例も多いと推定される。
- ・市福祉課窓口での相談については、結果として「不当な差別的扱い」や「合理的な配慮を行わない」に該当するものはなかった。

2 課 題

- ・当事者が声をあげることに抵抗が大きい現状もあることから、当事者が相談しやすい環境を整備するほか、事業所職員や相談員等が差別事案に気づき、市への情報提供等につなげる必要がある。
- ・障害者差別解消の推進に向け、市民に対する障害特性や合理的配慮の効果的な伝え方を検討していく必要がある。

3 協議会について

○年 2 回開催予定（年 1 回の「定例会」、必要に応じて「臨時会」を予定）

- ・内容：「定例会」は、前年度の取組状況と来年度の取組計画について共有・意見交換を行う。「臨時会」は、協議・助言が必要な事例が発生した場合に招集する。

4 取組（案）について

(1) 障害福祉事業所及び相談支援事業所等への周知啓発（5 月頃を予定）

- ・内容：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センターに対し、報告の依頼及び啓発パンフレットの配布

(2) 企業等を対象とした周知・啓発（5 月頃を予定）

- ・内容：企業等へ啓発用パンフレット等を配布。

(3) 市職員向け研修会の開催等

①新採用職員向け研修会の実施（5 月頃を予定）

②庁内各課への周知・啓発（4 月頃を予定）

- ・内容：障害者差別解消法に基づく適切な対応（差別的な取扱の禁止及び障壁を除去するための合理的配慮の提供義務付け）について

(4) 関係機関への周知・啓発

①民生委員・主任児童委員（7 月頃を予定）

- ・内容：障害者差別解消法や合理的配慮に関するパンフレット等の配布

(5) 市民への周知・啓発

①市民啓発イベントの実施（11 月頃を予定）

②市広報やホームページを活用した啓発（12 月頃を予定）